

基礎案での記載箇所		章項目	5. 5. 2	ページ	p.50	行	6行目
事業名	22. 利用関係事業(河川敷利用)			河川名	全河川(直轄管理区間)		
府 県	大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県						

●現状の課題

○河川保全利用委員会(仮称)

淀川流域では、広範囲にわたって造成された高水敷において社会的要請に応え、公園、グランド等の整備が進められてきた。これら施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿を失わせることとなっている地区もあり、河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。

○違法行為の対策

堤外民有地での耕作や占用許可を受けた耕作など様々な耕作地が錯綜する中、違法な耕作も行われている。また、従来からの継続的な違法耕作物が存在している。さらに、自由使用で使われている河川敷の一部では、物置、ネットフェンス等が設置され、一部利用者によりグラウンドとして排他的利用が行われている。

○ホームレス対策

近年、淀川下流区間などにおいて、ホームレスの増加がみられる。

○迷惑行為の対策

一般利用者及び住民にとって迷惑(騒音、危険行為等)となる場所において、ゴルフ、モトクロス及びラジコン等の行為が増加し苦情も多く発生している。また、淀川本川においては、野犬の苦情が多く寄せられている。

●河川整備の方針

○河川保全利用委員会(仮称)

本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とする。しかしながら、既存の利用施設が数多くの人に利用され、また住民や自治体からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望や防災機能を含めたまちづくり全体の中での議論等の意見があることから、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民の意見を聴き判断することとする。

○違法行為の対策

河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為は正実施計画を立て早期の是正に努める。

○ホームレス対策

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対策を図る。

○迷惑行為の対策

迷惑行為の防止に向けた啓発活動を図る。また、野犬対策について、自治体に協力する。

●位置図 (河川保全利用委員会設置単位)



●具体的な整備内容

○河川保全利用委員会(仮称)

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

・設置単位 淀川本川、猪名川、宇治川、桂川、木津川下流、瀬田川、木津川上流、野洲川、草津川

なお、必要に応じて、グラウンドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全利用委員会に意見を聴く。

○違法行為の対策

年度毎に違法行為は正実施計画を立て実施する。

○ホームレス対策

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対策を図る。

○迷惑行為の対策

年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。また、野犬対策について、自治体に協力する。

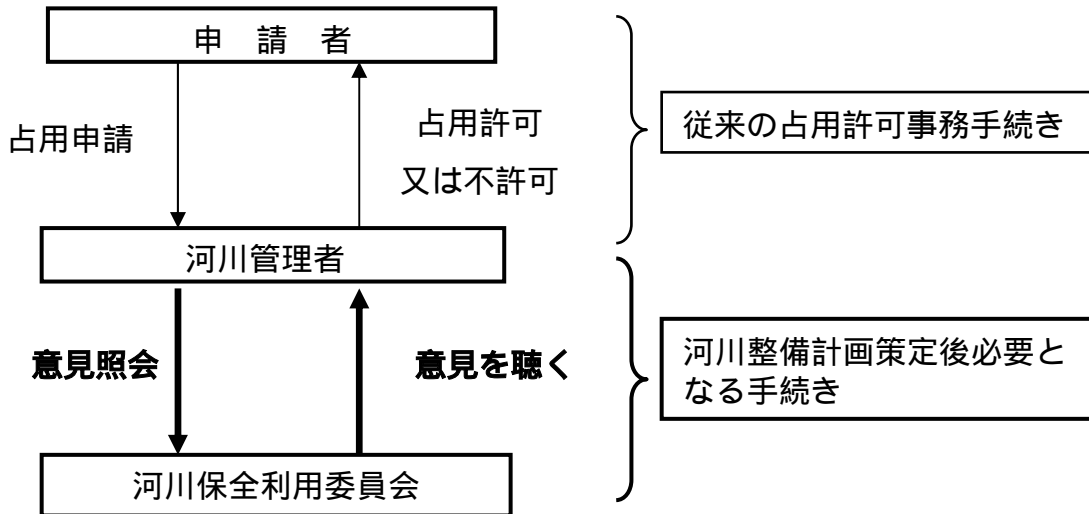
●全体スケジュール

H15	H17	H19	H21	H23	H25

== 実施

河川保全利用委員会(仮称)

●フローチャート



ゴルフ場、公園等占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者からの意見照会を受け、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用施設のあるべき姿について検討を行い、河川管理者に対して意見を聴く。

●整備効果

合意形成のもと地域の意向を踏まえた適正な利用

●提案理由

提言

堤内地などで代替できる機能は長期的には堤内に移行することを目標とし、また、河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限。

基礎案

グラウンド等本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。

しかしながら・・・

多数の既存施設、新たな整備要望そして利用者

- ・縮小は地域に与える影響が大きく合意形成が必要
- ・縮小させるための判断基準(環境)が未整備

河川保全利用委員会を設立し検討

河川保全利用委員会(淀川河川事務所)

● 具体的な整備内容

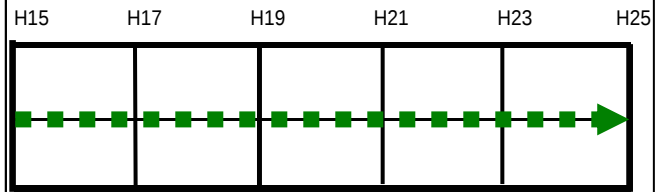
占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

・設置単位 淀川本川、猪名川、宇治川、桂川、木津川下流、瀬田川、木津川上流、野洲川、草津川

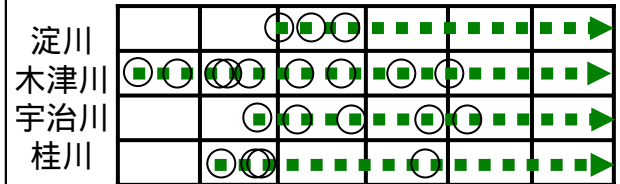
なお、必要に応じて、グラウンドとして使われている自由使用の河川敷や堤外民地利用実態について河川保全利用委員会に意見を聴く。

● 実施スケジュール

■ ■ ■ 委員会

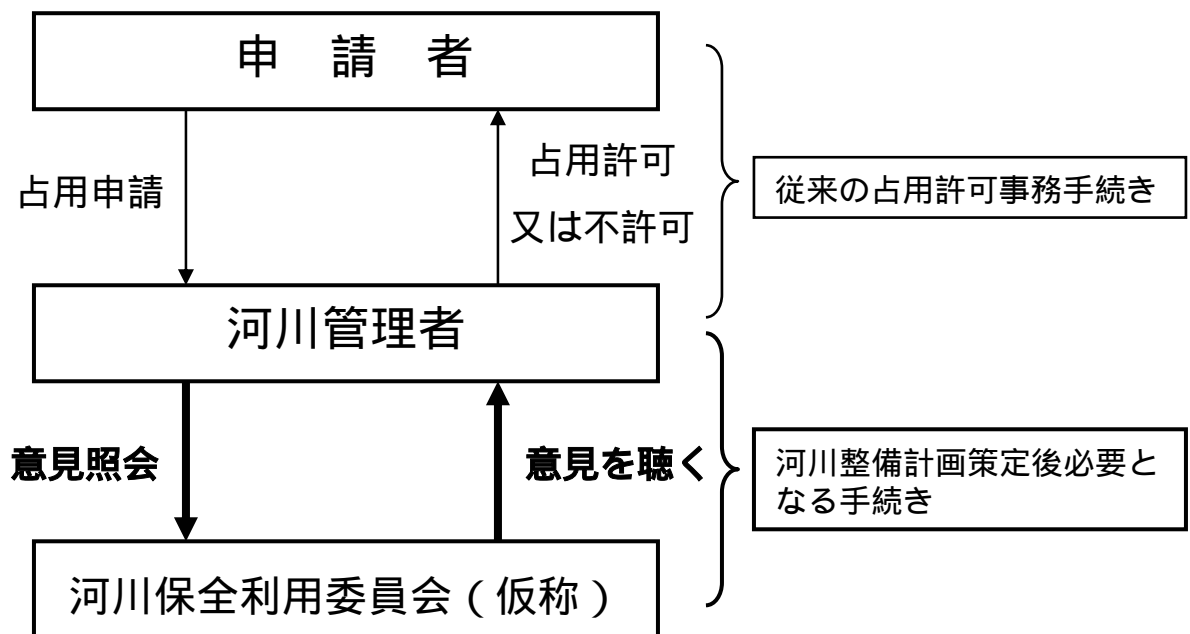


H16/4 H16/8 H16/12 H17/4 H17/8 H17/12 H18/4



● 概要等

・河川敷利用(占用許可)フローチャート



ゴルフ場、公園等占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者からの意見照会を受け、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用施設のあるべき姿について検討を行い、河川管理者に対して意見を聴く。

委員会への意見照会は、標準処理期間内の処理が必要なため実務的には申請前が望ましい(更新案件については年度毎にまとめて照会)。

● 概要

淀川管内では、

淀川河口～大阪京都府界

淀川本川河川保全利用委員会(平成16年12月7日設立)

大阪京都府界～笠置橋下流端

木津川下流河川保全利用委員会(平成16年5月25日設立)

大阪京都府界～天ヶ瀬ダム

宇治川河川保全利用委員会(平成16年11月9日設立)

大阪京都府界～渡月橋

桂川河川保全利用委員会(平成16年9月14日設立)

の四委員会を設立している。

委員構成

学識委員 (環境、体育、河川工学、都市計画、住民参加、緑地学、法律各分野)

行政委員 (環境、教育、都市計画各部署)

で構成されている

● 委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

琵琶湖河川事務所管内において、「河川保全利用委員会準備会」が発足し、委員会の役割についての答申が得られたことは、評価できる。但しその内容は、「進捗状況詳細報告」からは、ほとんど読み取れない。委員会の公開性、委員会と河川事務所との関係、淀川流域の他の場所との関係など、詳細を明らかにされたい。

また、「国管理区間だけに限定しない」と一応はあるものの、本来、河川の直轄部分だけを直接の対象とする発想そのものが誤っていることは、「提言」および「意見書」において、再三述べたところである。必要とあらば関係機関との連絡を早急に行い、河川湖沼の全体において、保全利用を図るべきで。

【猪名川部会】

「河川保全利用委員会」では、意見書の趣旨を踏まえ、「河川でなければならない利用」を促進するための縮小目標など具体的な実施方針について審議すべきである。「河川でなくとも利用できる」種の高水敷占用に関する新規または更新申請にあたっては、申請者に対してまず堤内地に代替地を確保する努力を求めるなど、縮小する方向を旨として審査すべきである。

特に高水敷の利用率が高度な淀川や猪名川などは、新規の高水敷占用を認めず、目標を設定して段階的な縮小を図るべきである。

● 進捗状況報告

各委員会では、個別の占用申請地について、利用者、占用申請者と公開での協議を行い、整備計画基礎案での河川のあるべき姿と河川利用のあり方についての検討、周知を行っているところであり、各占用者には基礎案の理念である「縮小」については一定理解されたものと認識している。また、個別の占用では、環境への配慮等の具体的な提案のほか、グラウンド利用の縮小の合意がなされた箇所がある。

・淀川本川河川保全利用委員会(平成17年3月15日 第二回委員会開催)

・木津川下流河川保全利用委員会(平成17年8月31日 第七回委員会開催)

・宇治川河川保全利用委員会(平成17年9月26日 第4回委員会開催)

・桂川河川保全利用委員会(平成17年7月26日 第3回委員会開催)

上流三河川の各委員会の運営審議を円滑に遂行すべく、別途、上流三河川を対象に個別の占用申請地を含み河川利用のあり方を広く協議する場(仮称「河川保全利用懇談会」)を設立する予定である。

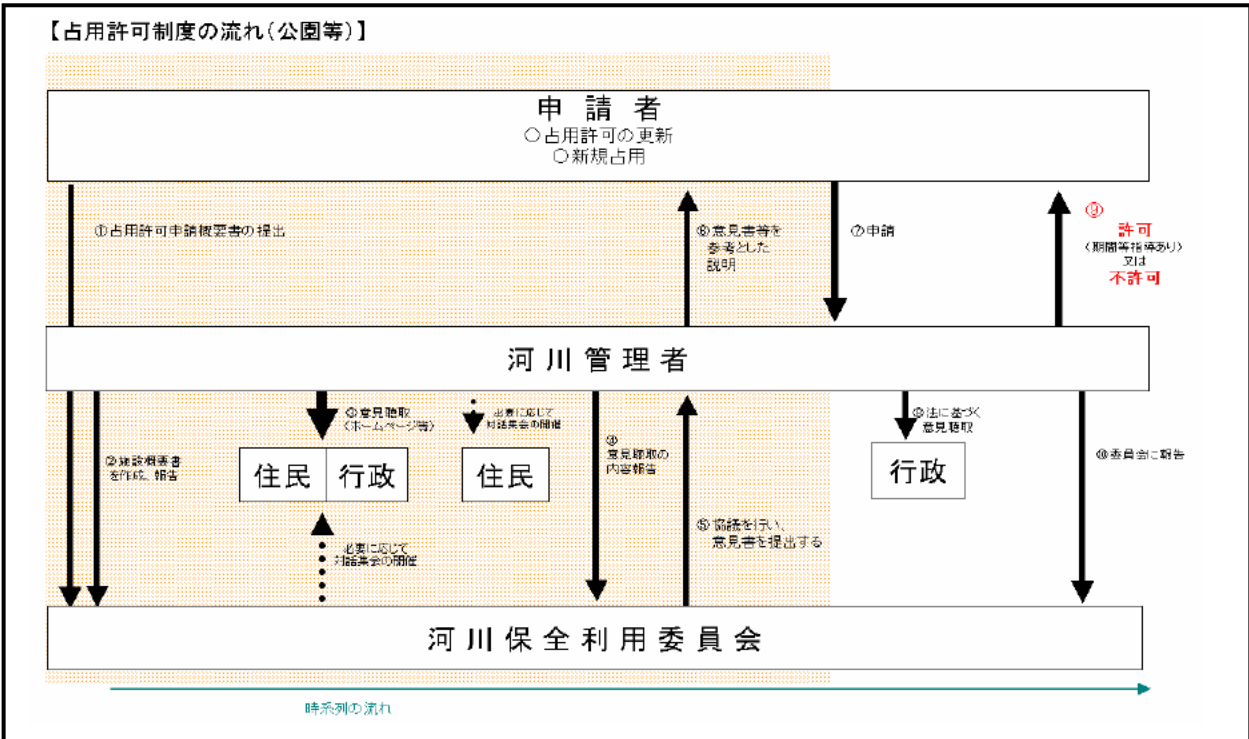
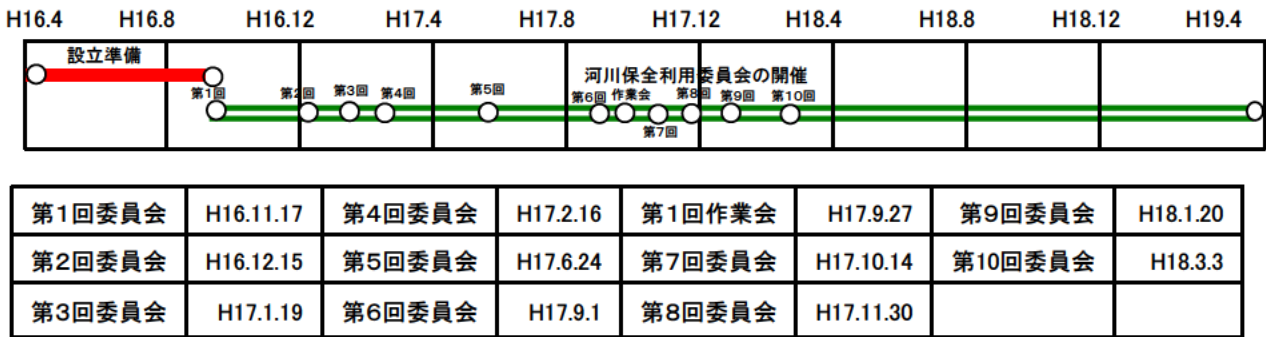
河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

●具体的な整備内容
 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。
 なお、河川毎の特性を生かした利用のあり方を考え、川でなくても良い占用施設は時間をかけて縮小するものとした基本的理念(案)を策定した。
 詳細は以下を参照
<http://biwako.kasen-hozen.jp/>

河川保全利用委員会委員(五十音順)

所属	氏名	分野
立命館大学理工学部	江頭 進治	治水・利水
京都大学大学院工学研究科	川崎 雅史	治水・利水
前守山市教育長	川端 弘	地域の特性に詳しい者
龍谷大学理工学部	竺 文彦	自然環境(水質)
滋賀県立大学環境科学部	柴田 いづみ	自然環境(景観)
びわ湖自然環境ネットワーク	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい者
守山漁業協同組合	戸田 直弘	地域の特性に詳しい者
琵琶湖博物館	中井 克樹	自然環境(動物・植物)
龍谷大学講師 (株)ラゴ	西川 博章	自然環境(動物・植物)
滋賀県立大学環境科学部	三田村緒佐 武	自然環境(生態系)

●河川保全利用委員会のスケジュール



- 具体的な進め方

琵琶湖河川事務所が管理している各河川を対象とし、河川毎の特性を生かした利用のあり方を考え、川でなくても良い占用施設は時間をかけて縮小するものとする。

- 委員会等からの意見

- 【琵琶湖部会】

琵琶湖河川事務所管内において「河川保全利用委員会準備会」が発足し、委員会の役割についての答申が得られたことは、評価できる。但しその内容は、「進捗状況詳細報告」からは、ほとんど読み取れない。委員会の公開性、委員会と河川事務所との関係、淀川流域の他の場所との関係など、詳細を明らかにされたい。

また、「国管理区間だけに限定しない」と一応はあるものの、本来、河川の直轄部分だけを直接の対象とする発想そのものが誤っていることは、「提言」および「意見書」において、再三述べたところである。必要とあらば関係機関との連絡を早急に行い、河川湖沼の全体において保全利用を図るべきである。

- 進捗状況

第1回委員会(h16.11.7)から第6回委員会(h17.9.1)までにおいて現地調査を通じて「望ましい河川」についての議論を重ね、第8回委員会(h17.11.30)において委員会としての審査項目が決定した。第9回委員会(h18.1.20)より個別の占用案件について審議が行われている。

- 今後の見通し等

現在、3件の占用更新申請を審議中であり、引き続き審議をおこなっていく。

- 進捗状況



委員会審査状況



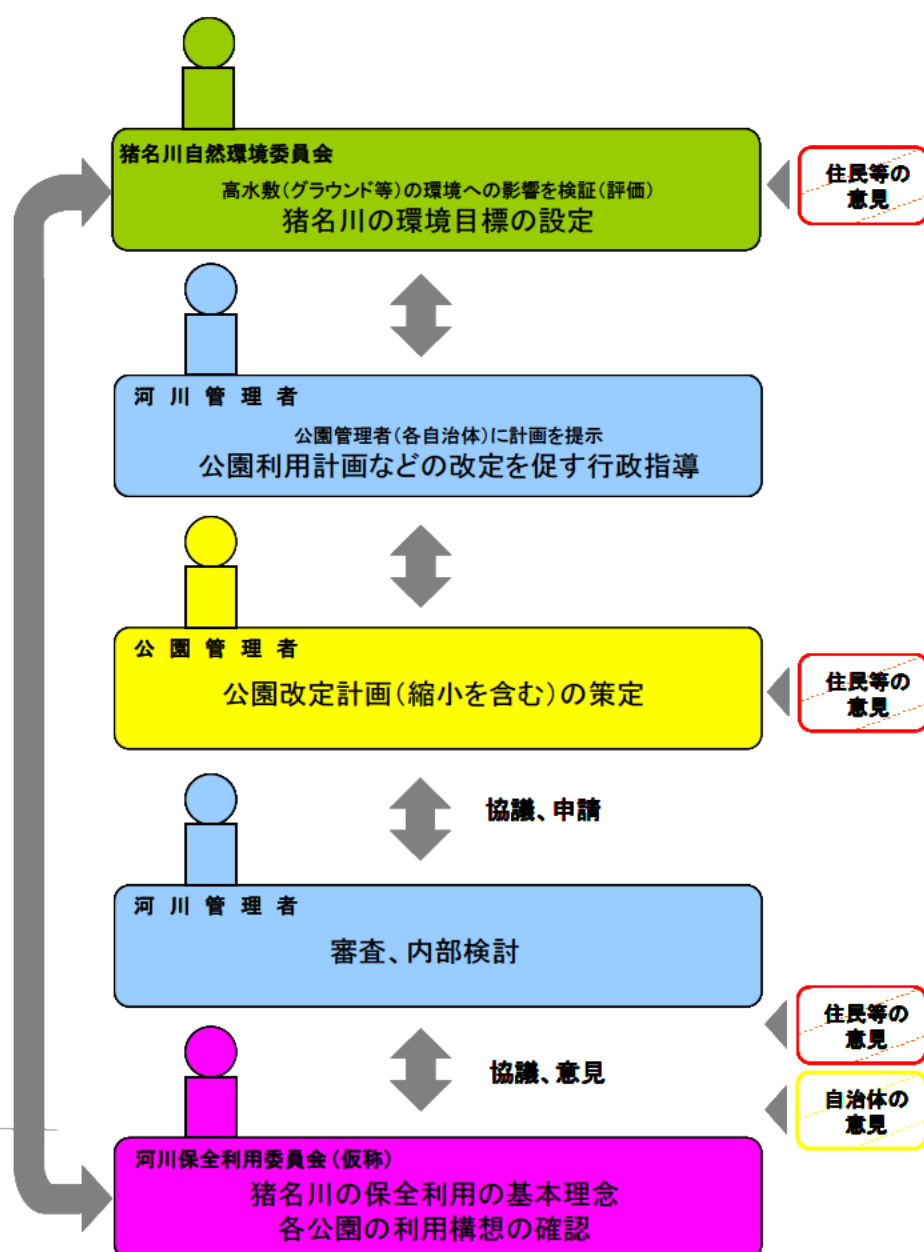
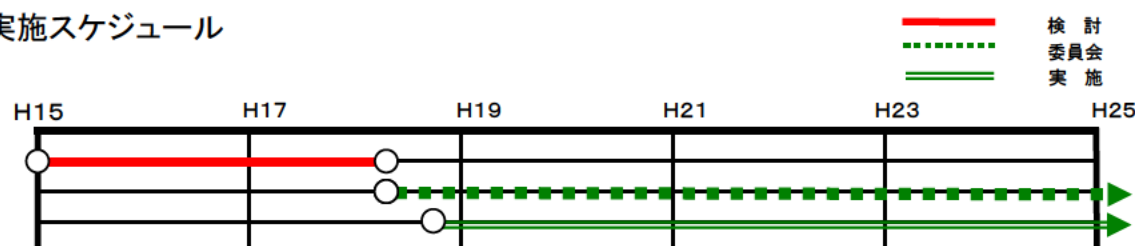
現地調査状況

猪名川河川保全利用委員会(仮称)

●具体的な整備内容

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。

●実施スケジュール



●組織編成と進め方

河川保全利用委員会(仮称)、猪名川自然環境委員会及び猪名川・藻川公園委員会(公園管理者)と調整。

●委員構成

学識委員 3名(河川工学、都市計画、生態学)

行政委員 8名(大阪府及び兵庫県の河川・環境・都市計画・公園部局)

●委員会等からの意見

・中州の平水位以上を主たる掘削対象としているが、流下能力の増大という観点からは、高水敷の切下げなどについても検討する必要がある。【委員会】

・治水面の河道掘削場所としてどこを選択するかが大きな問題だ。河川管理者は中州を中心に掘削する考えだが、猪名川には高水敷の公園が多い。中州だけではなく、高水敷を含めて考えないといけない。【猪名川部会】

・今回提示された河道掘削案は低水路のみの掘削となっているが、高水敷を掘削して低水路の掘削を減らすという選択肢もあるはず。河川の自然環境を残すということであれば、高水敷も含めた形で河道掘削を考える必要がある。【猪名川自然環境委員会】

●進捗状況

- ・本委員会設立に向けて、準備会議で検討中。
- ・次回準備会議で本委員会を設立予定。

< 準備会議開催状況 >

第1回準備会議:H16. 8. 6

- ・利用実態の把握及び占用物件の考え方と課題を整理
- ・高水敷公園のあり方を検討

第2回準備会議:H16.10.28

- ・公園管理者による公園委員会(仮称)設置の検討
- 自然を生かした公園モデル地区の整備等、関係機関との議論を重ねていくこと

第3回準備会議:H17.10.26

- ・治水目的の河道掘削の報告
- ・猪名川・藻川公園委員会設立の報告と運営方針を確認

第4回準備会議:H18. 1.24

- ・河川保全利用委員会(仮称)の運営方針を検討
- ・公園委員会の運営方針を報告

●進捗状況



第1回準備会議



第4回準備会議

違法行為の対策

●具体的な整備内容

年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施する。

●実施スケジュール

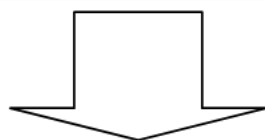
 検討
 委員会
 実施

	H15	H17	H19	H21	H23	H25
違法行為の是正(従来まで)						
検討						
違法行為是正実施計画に基づく是正						

●概要

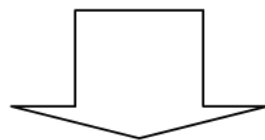
■違法行為による諸問題

- ◆ 違法工作物の設置による治水上の影響懸念
- ◆ 違法工作物設置による河川環境への影響懸念
- ◆ 不法占用による利用者間の不公平感



■提言

堤外公有地の不法居住・不法占有・不法耕作も早急に改善する。



■年度毎の違法行為是正実施計画の策定

- ◆ 是正実施個所の選定
- ◆ 是正優先順位の検討
- ◆ 是正計画(スケジュール)の作成

■日常的な是正措置

違法行為の早期発見、早期是正に努める。

●概要**【違法行為是正実施計画】**

◇記載内容

実施箇所、違法内容、優先順位、是正計画(スケジュール)等

◇是正の優先順位

・違法行為は早期発見・早期是正が一番効果的なため、新規の違法行為については、優先して対応する。

・その他継続的な違法行為については、河川工事等の事業への支障度、河川管理上の支障度及び是正経過の熟度から判断して対応していく。

●委員会等からの意見

違法行為の是正の実施計画を立て、かつ早期に対策を実施する必要がある。
新規の違法行為については、優先して対応することとなっているが、常態化・常習化している違法行為についても、可能な限り速やかに対応することとし、放置しないことが必要である。
河川敷や湖辺での違法行為の是正については、地元自治体と連携して、早期に実施するべきである。

●進捗状況報告

河川敷で違法に行われている工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画をたてて早期の是正に努めている。

淀川管内では不法占用の是正については日常巡視等により、約900,000m²ある不法占用地のうち、平成16年度から平成17年度にかけて約76,000m²を是正した。引き続き、不法占用地の是正看板の設置等を行い、是正を進める。



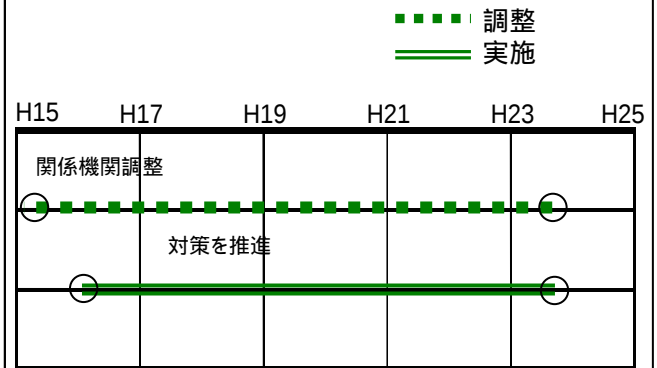
桂川左岸(9.2～10.1km) 京都市南区吉祥院地区

ホームレスの対策

● 具体的な整備内容

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき自治体と一体となって、河川敷地におけるホームレスの対応を図る。

● 実施スケジュール



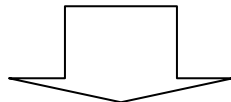
● 概要

■ 従来までの個別管理者ごとの対応

個別管理者ごとの対応による悪循環

河川 → 道路 → 公園 → 河川 → ……

場所を移動するだけ



■ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)

就業の機会の確保

安定した住居の場所の確保

保健及び医療の確保に関する施策

生活に関する相談及び指導



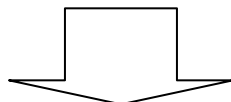
国

都道府県

市町村

民間団体

協力して対応



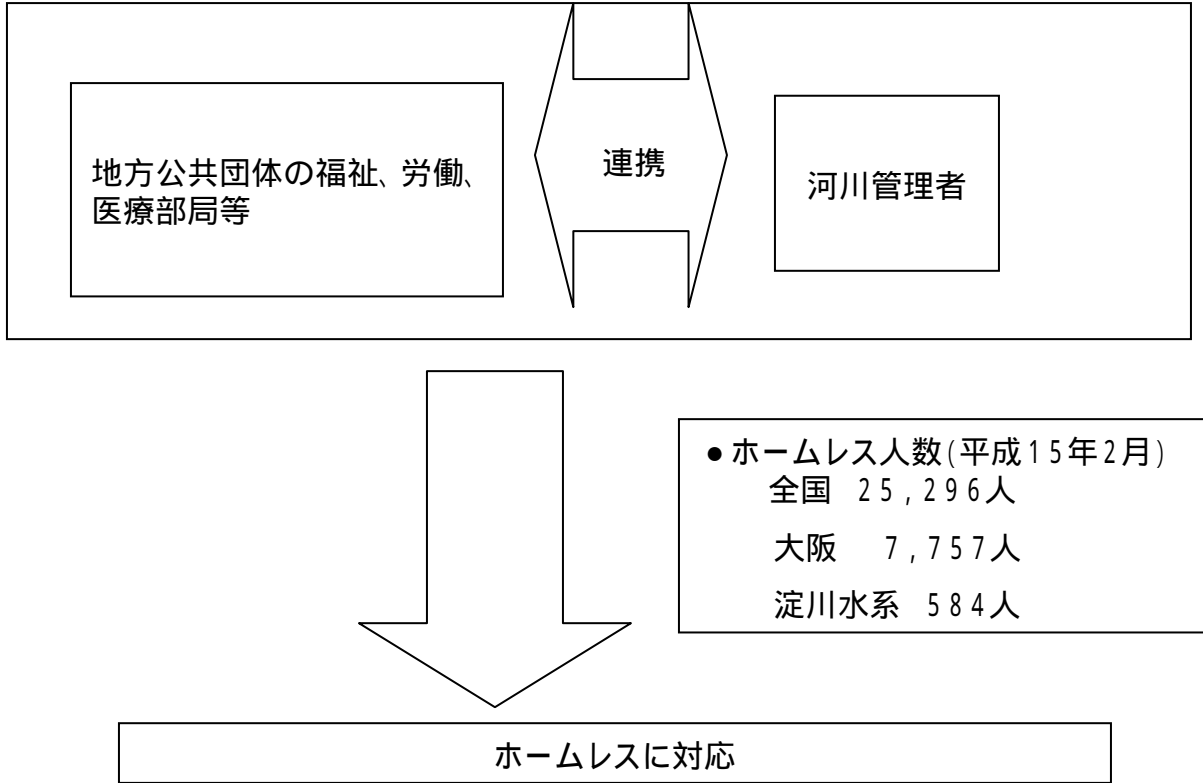
■ 法整備による効果

ホームレスの自立

河川環境及び治安上の改善

治水上の障害物の除去

● 概要



● 委員会等からの意見

河川敷内のホームレス対策を速やかに行う必要があるが、実施に際しては人道的配慮が必要である。

関係機関・自治体と一体となって、ホームレスの自立支援へ向けて、人道的な立場で対応する必要がある。また、ホームレスに対して、高水敷の増水時の危険性、火災の危険性、防犯上の問題、河川環境への悪影響などについての情報提供を行う必要がある。

● 進捗状況報告

日常巡視時においては口頭での撤去指導を行うと共に、関係機関との連携を取り是正に努めている。

淀川管内では、日常巡視による実態把握のほか、平成17年度より、ホームレスの自立支援に向けて適時、関係自治体との情報交換を行い、現地での健康診断への協力の外、今後の対応についての協力体制を協議中である。

また、環境事業施行と併行した重点的対応箇所を検討中である。

迷惑行為の対策

● 具体的な整備内容

年度毎に啓発活動実施計画を立て実施する。また、野犬対策について、自治体に協力する。

● 実施スケジュール

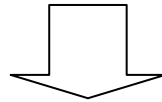
— 検討
— 実施

H15	H17	H19	H21	H23	H25
迷惑行為に対する啓発活動(従来まで)					
—					
—					
迷惑行為啓発活動実施計画に基づく啓発活動					
—	—	—	—	—	—

● 概要

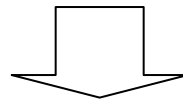
■ 自由使用による諸問題(迷惑行為)

一般利用者に対する危険な行為
沿川住民に対する騒音
河川環境破壊に繋がる行為



■ 提言

河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限する。
適切な利用に向けた規制等の仕組みづくりについては、(途中省略)
情報を共有することが必要である。
共有した情報をもとに、利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意志の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある。



■ 年度毎の実施計画による啓発活動

利用者や地域住民に対して、秩序ある利用の精神を啓発(情報を共有する。)
計画的及び継続的な啓発活動

■ 日常的な啓発活動

迷惑行為の早期発見、早期是正に努める。

● 概要

【迷惑行為啓発活動実施計画】

- ・記載内容
実施内容、実施個所、スケジュール等
- ・実施の目的
河川利用者や地域住民に対して、河川愛護の精神や秩序ある利用を啓発
- ・具体的実施内容
看板設置、チラシ配布、地域住民へのチラシ回覧、出前講座等



所轄警察と連名で設置している看板(淀川管内)

● 委員会等からの意見

迷惑行為の対策は、河川敷だけではなく、水面利用も含めて考えていく必要がある。計画的・継続的な啓発と日常的な啓発の両方の成果に期待する。啓発にあたっては、環境教育との関連をも十分に配慮し、単なる迷惑行為の対策としてだけでなく、「河川生態系と共生する利用」の推進という観点から実施することが必要である。また、住民や自治体との連携、河川利用者による通報などを容易にする方策などについての検討も必要である。

● 進捗状況報告

迷惑行為是正実施計画を立てて、早期の是正に努めている。

淀川管内では従前より休日を含む日常巡視による是正指導及び看板設置を行ない周知及び是正に努めている。

平成17年度より、危険行為、迷惑行為についての是正効果を高めるべく、関係機関との具体的協議に着手し、関係機関との連名による看板の設置協議を進めているほか、禁止区域の設定等の検討に入っている。

猪名川管内では迷惑行為が特に頻繁に行われる箇所について、警察との連名看板を設置して警告を行うと共に、警察との連携を密に行い、取締りを強化している。

野犬については犬小屋等の不法工作物も散見されるため、その撤去を行うほか、平成17年度より、関係自治体との定期的協議を行い、情報交換、実態把握、周知、関係自治体による現地での捕獲計画との協力体制を進めている。